

令和7年度行政監査実施計画

1 監査目的

公正で能率的な行政の確保に対する県民の期待に応えるため、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の行っている事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか、などの観点から行政監査を行う。

2 監査テーマ

長期にわたり多額の補助金等を交付している事務の手続及び事業の効果等について

3 テーマ選定理由

住民の福祉の増進や経済活動の支援等、一定の行政目的を達成するため、各種の補助制度等に基づき、長期にわたり多額の補助金等を交付するケースが見受けられる。

一方で、社会経済情勢は急激に変化していることから、「住民の福祉の増進」が図られているか、「最小の経費で最大の効果」を挙げているか、「組織及び運営の合理化」が図られているかについて、特に意を用いるほか、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて検証することが求められる。

このため、事務手続き面も含めた補助制度の内容を検証し、必要に応じ業務の改善を図ることを目的に監査を実施する。

4 監査着眼点

- (1) 事業に関する交付要綱や要領等は適正に定められているか。
- (2) 事務手続きは適正に行われているか。（補助金額等の算定、申請、報告、交付決定等）
- (3) 事業の実施により期待される効果を挙げているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に伴い必要に応じ制度の見直しが行われているか　など

5 監査対象

令和6年度時点において、制度創設から10年以上経過し、5年連続して毎年度10億円以上を県が交付している補助金及び交付金。ただし、地方税法に基づく交付金を除く。

6 監査実施方法及び実施体制

監査対象機関に対し調書の提出を求め、事務局職員が書面調査及び必要に応じて関係職員から聴取を行う予備監査を実施する。監査委員は予備監査の結果に基づき、原則として書面による監査を行う。

7 監査実施時期

- | | |
|--------------|---------|
| ①監査 | 6月～8月 |
| ②監査結果集計 | 9月～10月 |
| ③監査報告書作成 | 9月～10月 |
| ④監査結果の報告及び公表 | 10月～11月 |

8 監査結果の取扱い

監査結果については、監査対象機関に文書で通知し、県公報に登載して公表するとともに、必要に応じて監査結果は関係する機関等へ通知し、今後の適切な事務処理を要請する。

なお、本県では従来、行政監査の結果は、個々が特定されるような公表はしていないが、金額等監査結果の重要性に鑑み、補助金等名称が特定されるよう公表することとする。